



芦こ子第6440号  
平成29年2月24日

芦屋市監査委員 山本 彼一郎 様  
芦屋市監査委員 森 しずか 様

芦屋市長 山中 健



定期監査（事務監査）の結果に基づく措置について（通知）

平成29年2月21日付け芦監報第18号で報告のありました定期監査（事務監査）の結果に基づき、こども・健康部において別紙のとおり措置を講じました。

以上

監査結果報告に対する措置について

【こども・健康部 子育て推進課 新制度推進担当】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 子ども子育て支援新制度システムの保守業務委託契約において、委託契約書第10条第1項で受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならないとあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契約についても業務完了報告書が提出されていないケースがあったので、今後は業務完了報告書を徴取するよう改められたい。</p> <p>(2) 芦屋市小規模保育改修費等支援事業補助金交付要綱第7条において、交付請求書を受け付けたときは速やかに補助金を交付することとあるが、正当な理由もなく補助金の支払いが1か月以上遅れているケースがあり、今後は正当な理由がないのであれば、上記要綱どおり速やかに支払うよう改められたい。</p>	<p>(1) 子ども子育て支援新制度システムの保守業務委託等その他の委託契約について、委託業務が完了した時には業務完了報告書を徴取するよう改めます。</p> <p>(2) 芦屋市小規模保育改修費等支援事業補助金交付要綱に基づき、速やかに支出するよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【こども・健康部 子育て推進課 こども担当】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 芦屋市立すくすく学級警備業務委託契約について、決裁伺い文中の契約方法及び随意契約者選定理由書において、上記契約は地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号の規定に基づく随意契約と明記されているが、実際は単者の見積りによる契約であり、選定理由書にも、「警備業務実施に使用する警報機器の設置業者であり、上記業者と契約を締結しなければ契約の目的を達することができないため。」とあるので、今後の契約においては、決裁伺い文中の契約方法等には施行令第167条の2第1項第2号に基づき単者との随意契約をしている旨を明記するよう改められたい。</p>	<p>(1) 芦屋市立すくすく学級警備業務委託契約の決裁伺い文中の契約方法等に、施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約である旨を明記するよう改めます。</p>
<p>(2) 芦屋市子育て支援センター受付等業務委託について、業者選定理由が施行令第167条の2第1項第3号及び第4号並びに芦屋市契約規則第18条の2各号の規定に基づく特定随意契約とされているが、施行令第167条の2第1項第4号は、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けたものが新商品として生産する物品を買い入れる契約」であり、施行令第167条の2第1項第4号は誤った記載であるので今後の契約においては、業者選定理由から削除されたい。</p>	<p>(2) 芦屋市子育て支援センター受付等業務委託にあたっては、施行令第167条の2第1項第3号を業者選定理由とするよう改めます。</p>
<p>(3) 児童扶養手当システムサーバ機器更新業務委託契約において、委託契約書第10条第1項で受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならないとあるが、業務完了</p>	<p>(3) 児童扶養手当システムサーバ機器更新業務委託契約等その他の委託契約について、委託業務が完了した時には業務完了報告書を徴取するよう改めます。</p>

報告書が提出されていない。その他の委託契約についても業務完了報告書が提出されていないケースが散見されたので、今後は業務完了報告書を徴取するよう改められたい。

監査結果報告に対する措置について

【こども・健康部 子育て推進課 保育担当】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 精道保育所共同室エアコン改修工事の契約において、契約後、受託者から仕様の変更願が提出され、枠番で決裁処理がなされていたが、「文書管理システムにおける文書の電子化の推進について」の通知に基づき、今後は文書管理システムで決裁処理するよう改められたい。</p> <p>(2) 植木剪定業務の委託契約において、委託契約書第10条第1項で受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならないとあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契約についても業務完了報告書が提出されていないケースが散見されたので、今後は業務完了報告書を徴取するよう改められたい。</p> <p>(3) 一時預かり事業の委託契約において、委託契約書第11条第2項で委託者は受託者から支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならないとあるが、正当な理由もなく支払いが遅延している。その他の委託契約についても支払いが遅延しているケースが散見されたので、今後改められたい。</p>	<p>(1) 決裁処理については、原則として文書管理システムで行うよう改めます。</p> <p>(2) 植木選定業務委託契約等その他の委託契約について、委託業務が完了した時には業務完了報告書を徴取するよう改めます。</p> <p>(3) 契約書に基づき、請求のあった日から30日以内に支払うよう改めます。</p>

監査結果報告に対する措置について

【こども・健康部 子育て推進課 健康課】

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(1) 芦屋市医師会及び芦屋市歯科医師会に対する補助金について、両医師会からは9月の総会を機に当年度の申請及び前年度の実績報告がなされている。しかし指令書では、事業年度終了後に速やかに当該年度の収支決算報告書及び事業（活動）報告書を提出するよう求めており、これらの報告書の提出期限については芦屋市医師会及び芦屋市歯科医師会と協議をし、今後は指令書と実態との間に齟齬が生じないよう改められたい。</p> <p>また、芦屋市薬剤師会については、5月に総会が開かれているにもかかわらず、当年度の補助金申請及び前年度の実績報告が翌年3月に行われている。これについても、5月の総会終了後速やかに当年度の申請及び前年度の実績報告を行うよう芦屋市薬剤師会を指導されたい。</p>	<p>(1) 芦屋市医師会、芦屋市歯科医師会及び芦屋市薬剤師会に対しては、総会において承認を受けた後速やかに補助金申請書及び実績報告書等を提出するよう指導します。</p>
<p>(2) 保健福祉センター駐車場整理業務について、随意契約選定理由において地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号の規定に基づくとしながら、現実には複数でなく単者の見積りでシルバー人材センターと委託契約しているので、今後は複数の見積りを取るよう改められたい。</p>	<p>(2) シルバー人材センターとの委託業務であることから、施行令第167条の2第1項第3号に基づく随意契約とするよう改めます。</p>
<p>(3) 芦屋市健康管理システム番号制度対応業務委託契約について、委託契約書第10条第1項で受託者は委託業務を完了したときは遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならないとあるが、業務完了報告書が提出されていない。その他の委託契</p>	<p>(3) 芦屋市健康管理システム番号制度対応業務委託契約等その他の委託契約について、委託業務が完了した時には業務完了報告書を徴取するよう改めます。</p>

約についても業務完了報告書が提出されていないケースが散見されたので、今後は業務完了報告書を徴取するよう改められたい。